

平成 23 年 9 月 7 日

36 協定違反（労働基準法違反）について

先般、札幌中央労働基準監督署による調査が実施され、平成 23 年 4 月及び 5 月の本社計画部門の時間外労働に対し、36 協定違反（労働基準法違反）の是正勧告を受けました。

この是正勧告を受けて社内で調査をしたところ、過去 3 年にわたり 36 協定違反（労働基準法違反）となる時間外労働の実態があったことが判明しましたのでお知らせします。

1 判明した違反内容

- (1) 36 協定の特別条項で定める協議を行わずに、1 ヶ月 45 時間の上限を超えて時間外労働をさせているという違反に対して今回是正勧告を受けましたが、その後の社内調査の結果、今年度を含む過去 3 年間で延べ約 450 名の違反が発生していました。
- (2) 前号の他に、今年度を含む過去 3 年間に於いて、以下の違反が発生していることが社内調査の結果判明しました。
 - ① 協議を行った場合でも 1 ヶ月 75 時間（45 時間＋特別条項の 30 時間）が上限となっているが、これを超えて時間外労働をさせているという違反 [23 名]
 - ② 協議を行った場合でも 1 年間に 6 回までとなっている特別条項適用の回数制限を超えて時間外労働をさせているという違反 [3 名]
 - ③ 1 年間 360 時間の上限を超えて時間外労働をさせているという違反 [約 100 名]
 - ④ 1 ヶ月に 2 日の上限を超えて法定休日に労働をさせているという違反 [約 260 名]

2 判明した経緯

- ・ 7 月 8 日に札幌中央労働基準監督署が、平成 23 年 4 月及び 5 月の本社計画部門における時間外労働についてサンプリングで調査したところ、1 名が 36 協定の特別条項で定める労働組合との協議を行わずに、1 ヶ月 45 時間の上限を超える時間外労働をさせており、36 協定に違反し、労働基準法違反であるとして 7 月 21 日に是正勧告を受けました。これを受け社内で調査したところ、4 月及び 5 月で計 11 名が違反していることが判明しました。
- ・ 5 月 27 日に発生した石勝線列車脱線火災事故により、6 月も長時間労働が多数発生していることが考えられたため、社内で調査したところ、6 月は 16 名が違反していることが判明しました。
- ・ さらに、現存する過去 3 年分のデータを調査したところ、前項の違反内容が判明しました。

3 違反の原因

『 36 協定の特別条項で定めている労働組合との協議手続きについて 』

- ・ J R 発足以降、一部の特定箇所を除き、協議手続きを行うケースはほとんどなく、次第に認識されなくなった。
- ・ 超勤命令簿の様式が箇所によって統一されておらず、36 協定の上限時間を意識した時間外労働管理となっていなかった。
- ・ 総務部が各箇所に対して、協議手続きに関する指導を徹底していなかった。

『 36 協定の時間外労働及び法定休日労働の上限について 』

- ・ 上限があることは認識していたものの、超過勤務手当を支払えば許されるという認識を持っていた。

4 今後の対応

- ・ 管理者及び実務担当者に対して、36 協定について制度内容の再周知を図るとともに、日々の時間外労働管理を常に行うよう指導・徹底します。
- ・ 超勤命令簿を含む日々の時間外労働管理の手法が適切でなかったことを踏まえ、超勤命令簿の様式及び特別条項を適用する際の報告方法など、時間外労働管理に関する事務処理の仕組み並びにシステムについて改善を図ります。
- ・ 今回の違反に対して、厳正な社内処分を行います。

【参 考】 36 協定（時間外及び休日の労働に関する協定）の一部抜粋

（限度時間）

第3条 前条による時間外労働は、1日8時間、1ヶ月45時間（起算日：毎月1日）、1年間360時間（起算日：4月1日）を限度とする。また、休日労働は、1ヶ月に2日を限度とする。

（特別条項）

第4条 第2条第1号から第7号において臨時的な事情が生じた場合、甲と乙が別に協議し、更に1ヶ月30時間を限度として延長することができる。この場合においても、1年間で延長できる回数は6回までとし、年間総時間外労働は360時間を超えないものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、事後に乙に通知することとする。